

アトリエ銘苅ベース
新型コロナウイルス感染症感染予防の為の追加規約

政府、行政および医療機関によるガイドラインを参考に、感染予防を目的とし劇場利用上の規約を追加します。ただし本規約は2020年11月26日現在のものとし、必要に応じて適宜改正を行います。

【重要】

- ・縣市からの劇場施設等の休止要請が解除あるいは緊急事態宣言が解除されていることを前提とします。
- ・縣市から劇場施設等の休止要請が再び出た場合は劇場の使用及び上演は中止とします。
- ・施設内において感染者が出た場合は劇場の使用及び上演は中止とします。
- ・上記の理由により、中止の際に生じた損害の賠償責任は負わないものとします。
- ・利用料金の支払いについては、原則として利用規約を前提に両者で協議します。

【客席】

- ・舞台面と客席最前列との間は 2m 以上開けてください。
- ・最大客席数は 11/26 現在、38 席とします
- ・席の配置は当館の指定に従ってください。(前後左右を開けた市松型の配置となります)

【楽屋】

- ・定員 1 階 2 名、2 階大部屋 3 名、2 階中部屋 3 名、2 階小部屋 2 名
- ・換気扇は常時稼働としてください。
- ・楽屋に入る際は手洗いをしてください。
- ・対面や大きな声での会話は控えてください。
- ・向かい合って、食事をすることを控えてください。
- ・炊き出しは禁止とします。
- ・飲食時は使い捨ての紙皿やコップを利用してください。
- ・他人が口をつけたものを食べたり飲んだりしないでください。
- ・可能な限りマスクを着用してください。
- ・原則、窓を開けて換気の良い状況にしてください。
- ・退館時は、机、鏡前など、消毒作業を行ってください。
- ・2 階楽屋のレジデンス使用は停止します。

A.公演実施のために必要な措置

以下の措置を当館スタッフと十分に協議しながら講じてください。

<稽古実施の前提>

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い(かもしれない)と感じた場合には主催者代表者に報告の上、気兼ねをせずに休むこと。
- ・主催者は体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を整えること。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・稽古の続行・休止・中止については主催者が責任をもって決定し、速やかに劇場にほうこくすること。
- ・各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合は、自宅待機すること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐・嘔気
- ・発熱等の症状により自宅療養することとなった物は、毎日、健康状態を確認したうえで、症状が改善してから最低 48 時間の経過期を経るまでは稽古に参加しない、させないこと。
- ・過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合は、入国から 14 日以上経過した後、稽古参加とする。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した方と、発症 2 日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、主催者ならびに当館に速やかに申し出ること。

<劇場入り前の対策>

(1)入場制限の設定

- ・公演主催者は、以下の様な手段をとり、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。
- ・入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
- ・来場客の着席場所の把握
- ・入場待機列の設置
- ・大人数での来館の制限。等
- ・事前に余裕の持った入場時間、退場時間を設定し、整理番号やゾーンごとの時間差での入退場、開場時間の前倒しなどの工夫を行う。

(2)来場するお客様への事前周知

項目 B を参照の上、必ず事前に周知を行うこと。

(3)公演実施に関わる方に周知、実施していただきたいこと

- ・公演実施に関わるすべての方の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、必要に応じて、情報を当館、保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知する。
- ・感染予防のルール及びこれを踏まえた現場の対応策を、全員に周知し徹底を図る。

<劇場入り、公演中の対策>

(1) 公演について

- ・公演の運営に必要最小限度の人数にて運営してください。
- ・出演者、スタッフは楽屋、控室などでは可能な限りマスクを着用してください。
- ・大声を出す、絶叫する、観客との接触などはできるだけ避け、観客へ不安を与えない内容としてください。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合は、自宅待機すること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐・嘔気
- ・楽屋等では使い捨ての紙コップや紙皿を利用する。
- ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・仕込み・リハーサル・撤去などは十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。

(2) 受付・誘導・接客について

- ・受付は当館の指定の場所にて、当館が設置した予防策を講じた受付をご利用ください。
- ・受付から入場していただく際の誘導について、来場者の距離を1m程度の間隔を空けるよう誘導してください。
- ・入退場は、通常の後方の入退場口だけでなく、舞台前左右の非常時誘導口でも対応するなど、混雑をさけてください。
- ・開演後、ロビーでのお客様との交流は避け、屋外で距離を保って交流としてください。

(3) 換気対策について

- ・入退場、休憩時、適宜換気の時間を設けてください。
- ・入場口は開場時、閉幕後は開けておいてください。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・客席・ドアノブは上演終了後・開演前に必ず消毒を行ってください。

(5) 来場者情報の把握について

- ・公演に関わる全ての方(スタッフ・出演者・観客)の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、公演終了2週間は保存してください。
- ・名簿記載者内に感染者、感染が疑われる人が発生した場合は、当館にご報告ください。

(6) 感染が疑われる場合

- ・感染が疑われるものが発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできるかぎり避け、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聴き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・感染者が発生した場合には感染した人の人権を守る配慮を行う。
- ・体調不良者が出た場合、保健所等に連絡し、対応を相談する。

B.来場されるお客様にお願いしていただきたいこと

(1)周知・広報

来場者に対して、以下のことを事前に周知してください。

- ・当日券を含むすべての来場者に指名及び緊急連絡先の提出を求めること。必要に応じて、情報を当館、保健所等の公的機関へ提供されうること
- ・入場の際のマスク着用を必須とすること。※何らかの理由で着用できない場合を除く。
- ・咳エチケット・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合は、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐・嘔気
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合は、来場を控えること。
- ・特定警戒都道府県からの来場は控えること。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えること。
- ・来場者同士の接触、大声での会話は控えること。

(2)来場者への入場時の対応

- ・上記(1)で周知した内容を必ず実施してください。
- ・すべての来場者に非接触型体温計による検温を行うこと。
37.5℃以上の場合、接触型体温計で検温を行い、再度37.5℃以上の発熱が確認された場合は入場をお断りすること。
・37.5℃以上の発熱がない場合でも、以下の症状がある場合は入場をお断りすること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐・嘔気
- ・主催者が来場客の着席場所を把握すること。

【那覇市保健所】 TEL:098-853-7971(平日 8:30~17:15 休日 9:00~17:00)

【沖縄県新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口】 098-866-2129

2020年11月26日現在